

イギリスの高等教育における 障害学生に対する差別の禁止

河合 康*

(平成16年10月29日受付；平成16年12月8日受理)

要 旨

本稿では、イギリスの「1995年障害者差別禁止法」(DDA)及び同法の修正法である「2001年特別な教育的ニーズ・障害法」(SENDA)において、高等教育機関における障害による差別の禁止がいかなるかたちで規定されているのかについて明らかにすることを目的としたものである。DDAは、雇用などについては障害による差別を禁止していたが、教育の分野では同様な規定がなされていなかった。しかし、SENDAにより、高等教育の責任機関が入学申込、入学決定の措置、入学の方法、教育や生活に対するサービスの提供において差別すること、及び障害学生を排除して差別することの違法性が法令上明記されることになった。障害による差別の禁止において重要な概念となるのは、非好意的な処遇を行わないこと及び合理的な調整を行うことの2つである。法令では、この2要件を履行しない場合でも、それが障害による差別に該当しないとされるケースがあることが示されているが、極めて限定的である。DDA及びSENDAの施行により、高等教育機関における障害学生のインクルージョンが進展することが予想される。

KEY WORDS

Disability Discrimination Act 1995

1995障害者差別禁止法

Special Educational Needs and Disability Act 2001

2001年特別な教育的・ニーズ

Higher education

高等教育

UK

イギリス

I はじめに

イギリスでは、1995年11月、保守党政権下において、障害者に対する差別を禁止する法律である「1995年障害者差別禁止法」(Disability Discrimination Act 1995)¹⁾ [以下、DDAと略称する]が成立し、1996年12月より施行されている。同法は、①雇用、②物品、施設、サービスへのアクセス、③土地や家屋の管理・売買・賃貸、④教育、における差別を禁止するものである。同法により、1996年12月から、関係者・関係機関は、障害を理由に障害者を他の者よりも非好意的に (less favourably) 処遇することが禁止された。また、1999年10月からは、特別な支援を提供したり、サービスの提供方法を改善するなど、障害者に対する合理的な調整 (reasonable adjustment) を行わなければならないようになった。さらに、2004年から、アクセスの障壁となる建物の物理的状況に対して合理的な調整を行わなければならないとなっている。

* 障害児教育講座

一方、1997年に政権に復帰した労働党は、DDAの一部を改正し、それまでDDAの執行状況を監督していた全国障害協会（National Disability Council）を障害権利委員会（Disability Rights Commission）〔以下、DRCと略称する〕に改組し、その権限を強化している。DRCは、DDAを円滑に実施する上で重要な役割を果たしている。

また、労働党政権は、1997年12月に障害者権利特命委員会（Disability Rights Task Force: DRTF）を設置した。同委員会が、包括的で強制力のある障害者に対する市民権をいかに確保するのかについて助言を行う役割を担うことになった。同委員会は、1999年12月に「エクスクルージョンからインクルージョンへ（From Exclusion to Inclusion）」²⁾を政府に提出し、障害者の生活に影響がある156件についての勧告を行っている。その中の第4章で教育における障害者のニーズについても報告されおり、高等教育についても言及されていた。

そのような中で、「2001年特別な教育的ニーズ・障害法」（Special Educational Needs and Disability Act 2001）³⁾〔以下、SENDAと略称する〕により、DDAで教育を扱っていた第4部が修正され、教育における障害者に対する差別の禁止が強化されることになった。DDAにおける高等教育に関する規定については、大学が障害者に対して教育施設等の対応について情報を与えなければならないという要件に限定されていた。しかし、新たな条文が加えられ、高等教育機関における障害による差別の禁止が明記されることになったのである。イギリスの大学では、全学生の内、約4%が何らかの障害を持っているとされており⁴⁾、その数は少なくなく、本法の影響が注目されている。

本稿では、DDA及びSENDAの規定を検討することにより、イギリスの大学⁵⁾における障害学生に対する障害による差別の禁止の動向を探ることを目的とするものである。SENDAの規定が移行段階である現状では、裁判所の判例が定着していない状況であるが、上記のDRCが示した実施基準⁶⁾が参考になるところが多い⁷⁾。そこで、本稿では、DDA、SENDA及びDRCの実施基準で示された事例に基づきながら検討を行うことにする。

II 「1995年障害差別禁止法」と「2001年特別な教育的ニーズ・障害法」の概要

DDAは8部と付則で構成され、第4部の第29条から31条で教育に関する事項が扱われている。その中の第30条第(6)節において、「大学の理事会は、障害者に関して大学が行う教育・研究施設への対応についての情報を含んだ文書（disability statement）を作成しなければならない」とされている。しかし、雇用等の分野では明記されている障害による差別の禁止についての規定はなされていなかった。

一方、SENDAでは、第2部の第2章の第26条から第34条で高等教育における事項が扱われており、DDAに対して第28条Rから第28条X及び第31条Aが加えられることになった。この規定の中で、大学における障害による差別の禁止事項が記されることになった。高等教育に関するSENDAの規定は広範にわたっており、政府は以下の3段階で新しい義務規定を施行しようとしている。

○2002年9月1日：SENDAの主要な条文における義務規定の実施。障害者を健常者に比べて非好意的に処遇することによって、障害者を差別することを禁止する。さらに、障害学生や障害者が実質的に不利な（substantially disadvantaged）状況に置かれた場合、物理的修正、補助的器具及び援助サービスの提供を伴わない限り、大学の責任機関は様々な合理的な調整を行

わなければならない。

○2003年9月1日：物理的撤去や改修を必要とする調整以外の、合理的な調整に関する義務を果たさなければならない。

○2005年9月1日：障害者や障害学生が実質的に不利な状況に置かれた場合、建物の物理的状況に対して合理的な調整を行わなければならない。

III DDA 及び SENDA の内容

1 障害の定義

障害 (disability) があるとみなされるのは、「通常の日常活動を行う能力について、実質的で長期にわたる不利な影響を与える身体的又は精神的な障害 (impairment) を有する場合である (第1条第(1)節)。また、その詳細については付則で定められている。それによると「長期にわたる」とは、(a)少なくとも12か月間継続している場合、(b)少なくとも12か月間継続する可能性がある場合、(c)またはその人の残りの人生において継続すると可能性がある場合である (付則2(1))。また、「不利な影響を与える」とされるのは以下のいずれかに影響が及ぶ場合であるとされている。(a)移動、(b)手先の巧緻性、(c)身体的協応、(d)自制、(e)日用品を持ち上げたり、運んだり、移動させる能力、(f)言語、聴覚、視覚、(g)記憶、集中力、学習能力、理解力、(h)身体的に危険な状況についての認識 (付則4(1))。

2 差別の禁止の対象

SENDA は、大学の責任機関が入学決定の措置や、入学の方法について、障害者を差別したり (第28R 条第(1)節(a)項(b)項)、大学への入学申込を拒否したりして差別することを違法とした (第28R 条第(1)節)。また、学生に提供するサービスにおいて差別したり (第28R 条第(2)節)、障害者を停学・退学させて差別することはその期間にかかわらず違法となる (第28R 条第(3)節)。

ここで、学生とは、教育機関の教育課程に参加又は関与している者となっている (第31A 条第(3)節)。この定義を広義に解釈すれば、正規学生、非正規学生、又は他のかたちであれ、大学で学習している者はすべて法令上、障害による差別の禁止条項に該当することになる。

3 差別の意味

法令上、差別には2つの意味がある。

一つ目は、大学の責任機関が、障害に関する理由により、障害者を健常者や他の種類の障害者よりも非好意的に (less favourably) 処遇し、その処遇の正当性を示すことができない場合である (第28S 条第(1)節)。

二つ目の差別は、障害者が健常者に比べて本質的に不利な状況 (substantial disadvantage) に置かれた場合、合理的な調整 (reasonable adjustment) を行わなければならないが、その義務を果たさなかった場合である。

つまり、差別の有無の判断に際しては、「非好意的な処遇」と「合理的な調整」という2つの概念が重要となるのである。

4 非好意的な処遇

非好意的な処遇の理由は、障害と関連づけられなければならない。たとえば、障害者が授業料の未納を理由に退学させられたとしても、障害とは関係ないので、差別にはならない。

一方、他の障害者も同様に処遇されているという理由で、ある障害者に対する非好意的な処遇が許されることはない。つまり、一人ひとりのニーズに応じて、非好意的な処遇の有無が判断されるのである。

たとえば、障害のために時間を要したり、授業を欠席しなければならない場合が挙げられる。その例を示してみよう。ある学生は障害の治療のために時間を調整しなければならないため、そのため授業を3時間欠席した。大学は、授業を欠席したすべての学生に対して補講を受講するように求めた。数名の障害学生も、補講を受講しなければならないと伝えられた。しかし、その学生は障害がなければ、授業を欠席する必要はなかったと考えられる。それ故、障害による欠席を理由に、障害学生の履修の継続を認めないことは非好意的な処遇となるのである⁸⁾。

一方法令では、非好意的な処遇を正当化することが可能な理由を示しているが、重要なものとして2つが挙げられる。一つは、学業成績の維持に関する理由であり(第28S条第(6)節)、二つ目は、特定のケースの状況に対して非好意的な処遇が必要不可欠とされる理由がある場合である(第28S条第(8)節)。なお、大学の責任機関は、合理的な調整を行った後でも、これらの正当性が妥当であることを示さなければならない(第28S条第(9)節)。以下、この2点について検討してみる。

1) 学業成績の維持

DRCは、学業成績による正当化が逃げ道として使われるべきではないと警告している。大学が挙げた理由が当該専攻コースにとって重要な要素でなければ、差別を正当化する理由とはならない。一方、DRCは、障害のために、必要な学業の基準を学生が達成できない可能性があるという理由で、学生を受け入れないケースを認めている。たとえば、以下の例が挙げられる。

ある学生は、音楽を専攻しており、理論と実技の両者が必要であった。その学生の専門はピアノであった。履修中、関節炎が進み、実技を継続することができなくなった。理論の部分を継続することは可能であった。この場合、理論の履修のみで、その学生が課程を修了できるように大学が調整することは法令上求められない⁹⁾。

一方、大学が読み書き障害の学生について、個々の学生の特質や、障害の状況や程度を考慮に入れずに、すべての読み書き障害の学生に対して、ジャーナリズムコースへの受け入れを拒否することは不法である。しかし、そのコースで必須となる内容を習得できないような重度の読み書き障害を持つ学生を受け入れないことは違法とはならない¹⁰⁾。

ところで、読み書き障害は、大学が比較的容易に対応が可能であると考えられている障害種の一つである。たとえば、試験時間を延長する、教員に文法やスペルの誤りを許容するように指導する、学生にスペルや文法の誤りをチェックするように促し提出前に確かめさせる、などの対応が挙げられる。これらは物理的な改修等を伴わないものであり、多くの大学が取っている対応である。しかし、学生の専攻するコースの内容にとって、読み書きの問題がどの程度重要な位置づけにあるかという点を注視しなければならない。たとえば、あるコースでは、意味・内容が適切に伝われば、読み書きの問題は相対的に重要でない場合もあろう。その一方で、たとえば、契約書を正確に作成することを主眼とするコースでは、読み書きの問題は大きな問題

を伴うことになろう。

読み書き障害の学生の場合に、大学が侵す可能性がある誤りとして、以下のものが挙げられている。一つは、読み書きの誤りを大目にする基準を大学が作ることであり、これは最も安易で、安価な手段である。しかし、この基準を適用し、学生に資格を与えることは、外部に対して、実際は習得していない技能や能力を学生が持っていることを示すことにつながる危険性がある。逆に、読み書きに障害のある学生も含めてすべての学生に対して同一の方法で評価を行い、その結果に基づいて、可否を判断する大学もあるかもしれない。この場合、多くの読み書き障害の学生の成績は低いものとなろう。いずれの対応も、読み書き障害の学生に対して、適切に対応しているとはいえない。

これらの読み書き障害の事例は、大学においてこの種の障害学生が占める割合が高い¹¹⁾という事実を踏まえると今後議論していくべき課題であるといえる。

2) 必要不可欠な理由がある場合

ある状況において非好意的な処遇が必要不可欠であるという理由がある事例についてみてみよう。

行動・情緒上の問題がある学生が大学へ入学の申込を行った。彼は高等学校で極度に破壊的行動をとり、授業中騒々しく、他の学生の学習の妨げとなっていた。学校の教師たちは彼に対して対応を取ろうと試みたが、うまくいかなかった。大学は高等学校と連絡をとり、彼の行動に変化が見られないことを確認した。大学は入学は認められないとの決定を行った。入学を認めない理由はその特定の学生の特定の行動パターンに関係するものであった。このような理由の場合、学生の入学を認めなくても法令違反とはならない¹²⁾。

しかし、強調しなければならないのは、上記の状況が重篤であるという点である。学生の破壊的行動がわずかなものであれば、同じ状況でも障害による差別であるとみなされる可能性もあるのである。

5 合理的な調整

大学は、障害学生が実質的に不利な状態に置かれた場合に、合理的な調整を行わなければならない。その内容としては、建物の改修、カリキュラムの修正、教室の変更、特別指導、試験における配慮（時間延長、パソコンの使用など）、代替手段での情報提供（点字、拡大文字等）、補助者の提供、教職員の研修、大学の施策の変更、など様々なものが挙げられる。

一方、その調整が合理的であるか否かを判断する際に考慮すべき点も示されている。前述の学業成績の維持の基準などの他に、大学の責任機関が確保できる財源、特定の手段を講じる可能性の有無、健康と安全、他の学生を含めた他の人の利害など¹³⁾が挙げられている。以下、個々の要因についてみていくことにする。

1) 財源

調整の合理性を判断する際、経費の問題がある。しかし、大学は、高価な調整を行うのは非合理的であると、簡単に論じることはできない。以下では、財源についての理由が認められる場合と認められない場合を示してみる。

車椅子の学生が、自分がアクセスできない建物で行われる週2時間の実習の受講を求めた。

大学の責任機関は、当時、大学の建物に車椅子がアクセスできるような措置を講じているところであったが、その建物の改修にはまだ着手していなかった。年度中にその教室に車椅子がアクセス可能とするためには、リフトを設置する必要があった。大学の責任機関はその他の多くの計画を抱えており、短期間で必要な経費を調達する能力はなかった。この場合、責任機関に調整を行うのを期待するのを合理的であるとするのは難しいと考えられる¹⁴⁾。ただし、ここで重要なのは、調整を行う期間が限られていること、及び、その他の障害への調整を行っているという事実があるという点である。

別の例は、手話を用いている学生が、大学で就職サービスを利用することを希望したものである。就職サービス課では、手話通訳者のための予算を持っていなかった。大学は、いくつかの建物の改修に多くの経費を当てる計画を立てているところであった。この場合、大学が、財源を就職サービス課に配分して、その学生が就職サービスを利用できるようにするのが合理的であるといえる¹⁵⁾。このケースでは、他の合理的な調整が計画中で、予算執行前であり、柔軟な対応が可能であるので、手話通訳をつけるように調整するのが合理的であると判断されたのである。

2) 特定の手段の実施可能性

特定の障害学生にとっては利害が生じる調整ではあるが、その経費と実施可能性が釣り合わないような調整もあることを、DRCは認めている。一つの例を挙げてみよう。

読み書き障害の学生が、1年間のdiplomaコースを履修していた。障害のために、長文を読むことが困難であり、理想的には、すべての書物をオーディオテープにすることが必要であった。そのコースでは、毎年内容が異なる長編の書物の講読の履修があった。大学は、文書をテープにするシステムを備えていたが、処理に時間を要するものであった。在学期間に、大学がこの学生の在学期間にすべての書物をテープで提供するのとは実際的ではないと考えられる。しかし、大学側には、指導教員や他の専門家と相談し、その学生が書物にアクセスできるように他の合理的な調整を探さなければならない¹⁶⁾。

3) 健康・安全要件

障害学生の健康と安全面を考慮に入れると、合理的な調整が難しい場合も考えられる。一つの例として演劇コースの履修が挙げられる。このコースでは、舞台の照明装置に関わる内容が含まれていた。照明器具を取り替える際には、足場を登り、狭い台に座って作業しなければならない。特別な装置を使えば、車椅子を釣り上げて、車椅子使用者が学習できるように調整を行うことは可能であったが、足場や台は車椅子の重みに堪え得るほど頑強ではなかった。この場合、安全面を考えると大学がこの調整を行うのが合理的であるとはいえない¹⁷⁾。

一方、安全性の問題があっても、合理的な調整を行わなければならない場合もある。その例を挙げてみよう。脳性まひで車椅子を利用している学生は写真コースを履修したいと考えていた。しかし暗室の入り口は狭くて、入ることができなかったため、大学は入り口の調整を行った。物理的な問題に加えて、教員は、暗室で薬品を使用する時に、健康と安全の危険があることを懸念していた。それ故、大学は、暗室での作業の際に、補助者をつけるという特別な調整を行うことに同意した¹⁸⁾。

この健康と安全の点については、特に化学薬品などを使用する実験的な活動を伴う科目にお

いて配慮が必要となることが予想される。

4) 他の学生の利害

大学の責任機関は、他の学生が著しく不利益を被るような場合は、合理的な調整を行うことは求められない。

たとえば、学習困難がある学生が、これ以上理論的な学習にはついていけないことがとわかっていたが、本人が個別の特別な支援を受けるのを承知しなかった事例がある。この場合、一つの対応として、教員が彼女にとって難しい部分を時間をかけて教えることが考えられる。しかし、指導のペースが遅くなると、他の学生の履修計画を妨げ、資格の取得にも影響が及ぶことが予想された。こうした場合は、合理的な調整とはいえず、別の調整を検討するのが適切となる¹⁹⁾。

ただし、こうした例外は、他の学生にとっての不利益が相対的に少ない場合には適用されない点に注意する必要がある。たとえば、グループ討議の授業の際に、聴覚障害学生に対して手話通訳を付け、そのために通常よりも多少時間を要したとしても、他の学生が不利益を被ったとはいえずこの調整は合理的であったと判断されるのである。

6 予測に基づく対応の義務

大学の責任機関に課せられた合理的な調整の義務は、予測的義務であり、その場その場の個人に対するというよりは、将来入学するであろう障害学生も含めた学生全体に対するものである。障害学生が入学し、あるサービスを求めてから、合理的な調整を行おうとしても、時間的に困難な場合もありうるからである。

予測に基づく調整の例として、複線型プログラムがある。これは、学生が異なるレベルにアクセスできるような柔軟性を有しており、障害学生のニーズに容易に対応が可能である。その他、障害学生が利用可能なソフトウェアにより、他の学生と同一の形式で、オンラインで教材を提示できるようにあらかじめ整備しておくことなども挙げられる。

大学側が学生の障害について知らなかったという事実があったとしても、大学が予測しなかったという方が問題とされる可能性が大きい。その例を挙げてみる。

将来視覚障害となる恐れのある学生が、そのことを告げずに入学案内書を請求した。彼は、ある程度拡大された文字であれば読むことができるが、彼には通常の小さい文字の案内書が送られてきた。大学は他の形式の案内書を作成してはいなかった。大学は受験者の障害を知らなかったとしても、拡大した文字で情報を必要とする障害学生がいるであろうことを予測できる場合には、不法であると判断される²⁰⁾。

7 障害についての情報の有無

障害に対して特別な手段を取らなかったことについては、大学の責任機関は以下の場合、差別したことになる。それは、障害者であることを知らず、知ることが明らかに不可能であったこと、及び、その手段を取らなかったのが情報の欠如によることを証明した場合である（第28S条第(3)節）。これは、非好意的な処遇と合理的な調整の義務の両者に適用される。しかし、この規定は、上述の合理的な調整の義務の予測的性格との関連で検討されなければならない。具体的には、大学が、該当する障害についての情報の有無とは関係なく、将来を予測して合理

的な調整を全体的にどの程度行っていたのかを検討しなければならないのである。

この点については、雇用の分野での *Ridou v. TC Group* の事例でもみられる。そこでは、「雇用者が最初の段階で合理的な調整を行えるように、障害者自身が障害が自らに及ぼす影響について雇用者に詳細に説明することを期待するのは適切ではない」²¹⁾とされている。

例を挙げてみよう。障害学生が、自分のチューターに、治療と投薬を受けていることを話していた。チューターは障害学生が法律で規定された障害を持っていることを知っていたが、その情報を、学生のコースの継続の可否を決定するコース長に伝えなかった。しかし、この場合、大学は障害を知らなかったと主張することはできない²²⁾。つまり、雇用の分野での判例を援用すれば、大学は障害についての情報を得る可能性がわずかでもあれば、合理的な調整を行うことは可能であると判断されるということになる。

大学が障害についての情報を持っていなかったことを示すためには、以下の点一すなわち、大学が障害学生について想定しうるあらゆる照会を行い、必要な医学的助言を求め、学生の状態について合理的評価を行ったが、それにもかかわらず、大学が正確な障害の程度やその影響について認識できない状態であったこと一を証明しなければならないことになる。つまり、大学が、障害の可能性を知り得なかったことを示すことができるのは相当稀なケースであるといえる。

8 秘密保持とデータ保護

大学は、DDA に関する規定を遵守するに当たって、障害学生の秘密保持とデータ保護の側面を尊重しなければならない。障害に関する情報は、1998年データ保護法に基づく重要な個人データの一つである(第2条)。重要な個人データの処理は、他のデータ処理よりも、厳しく統制されなければならない。

また、DDA 自体も、秘密保持についての規定を行っており(第28T条第(4)、(5)節)、障害者は「秘密保持の要請」を行うことができることになっている。これは、障害の有無やその性質が秘密に扱われるように求めることを意味している。大学は、特定の障害学生が実質的に不利な立場におかれたかどうかを判断する際、障害学生からの秘密保持の要請に注意しなければならない。

ただし、データ保護の問題は、大学が障害についての知識・情報を保持しておく必要があるという前項で指摘した要件との兼ね合いもあり、難しい側面もある。大学側にとっては、いかにして、秘密保持の原則を踏まえながら、障害に関する情報の収集、記録、処理、管理を徹底するシステムを構築する必要が求められよう。

9 責任の所在

責任機関は、被雇用者の雇用中に差別的行為が生じた場合、その行為に対して法的に責任がある(第58条)。しかし、差別的行為を取らないように合理的で実際的な手段を責任機関が講じていたことはある種の自己防衛にはなる(第58条第(5)節)。たとえば、障害に関する大学の方針を作成したり、その方針について関係者と話し合ったり、適切な専門的研修を行うことは重要である。ただし、単に障害についての研修を行ったという事実だけでは責任は回避されない。

また、責任機関は、常勤以外の教職員に対しても責任がある(第58条第(2)、(3)節)。以下にその例を示す。ある大学で、非常勤講師が授業を行っていた。彼は、障害学生に対してなされる

べき合理的な調整について指示を受けていなかった。非常勤講師は調整を行わず、障害学生が実質的に不利な状況に置かれた。この場合、大学の責任機関は、非常勤講師が合理的な調整を行うように保障しなかったという理由で不法であるとみなされる²³⁾。

さらに、障害による差別に当たる不法な行為を行う者を承知の上で幫助した者も不法行為を行ったことになる(第57条第(1)節)。ただし、ある行為が不法ではないという説明のある者が行い、別の者がその説明を信頼してその行為を行い、それが合理的であった場合、別の者は意図的に不法行為を幫助したことにはならない。一方、意図的に誤った説明を行った者は刑法違反となる(第57条)。例を挙げてみよう。ある学部長はすべての教員に対して、障害による差別の規定は正規外の学生には適用されないという文書を配布した。学部長はこれは法律上誤りであることを知っていたが、正そうとしなかった。ある教員は、この文書に基づいて、正規外の視覚障害の学生に OHP のコピーを配布しなかった。大学は、もしその文書の存在について知らなかった場合は、不法行為を行ったことになるが、刑法違反とはならない。また、その教員の行為が学部長の文書に基づいていたと合理的に認められた場合は、不法行為を幫助したことにはならない。しかし、学部長は刑法違反の対象となる。

10 申し立て人に対する保護・救済

DDA は、障害者や DDA と SENDA に関係する者が何らかのかたちで被害者となることに対する保護規定を明確に行っている(第28R 条第(4)節及び第55条)。たとえば、ある者が、法令に基づく手続きを取ったり、その件に関する情報や証拠を提示したり、誰かが法令に違反していることを主張したという理由で、別の者がその者を、非好意的に処遇した場合、差別したことになる。

この規定は健常者にも適用される。たとえば、ある学生が知人の障害学生について大学に対して法令に基づいて申し立てを行った結果、教員からのレポートなどの返却が他の学生よりも遅れるなどの被害を受けた場合は、不法となる。この点は、大学の教職員が法に基づいて諸手続きを取った際に、大学から非好意的な処遇を受けた場合にも適用される。

また、大学に障害による差別の禁止を訴えた者が、大学側の対応に不満であった場合、DRC の調停機関に申し立てを行うことができる。DRC においても調停がなされなかった場合、申し立て人は他の違法行為と同様に裁判所に申し立てを行うことができる。その際の保障は、精神的なものから他の損失にまで及ぶ可能性がある(第28V 条)。

IV 大学での障害による差別の禁止の具体的内容

ここでは、障害による差別の具体的内容についてみる。

1 入学

大学は、入学や在籍の決定を行う措置に関して、障害者が健常者と比べて実質的に不利な立場に置かれなければならないとしている(第28T 条第(1)節第(a)項)。この規定に抵触する例を挙げてみる。

<事例 A>²⁴⁾

大学は、すべての受験者に自筆で申込書を記入するように求めた。障害学生にタイプを認めたり、援助者を付けることを認めなかった場合、不法となる。

〈事例B〉²⁵⁾

大学は、受験者に面接を求めた。ある受験者は言語障害があり、緊張するとさらに悪化する傾向にあった。このため、彼は時間の延長が必要であったが、大学は認めなかった。これは不法である。

〈事例C〉²⁶⁾

大学の成人教育センターの登録受付職員が、盲者に対して、登録用紙の記入を援助する者を付けるのでしばらく待つようにと指示した。しかし、盲者は呼ばれることがなかったため、再度、受付に尋ねた。その時は、申込は定員に達しており、登録されなかった。これは不法である。

〈事例D〉²⁷⁾

読み書きに障害のある学生に、入学条件として、他の学生には課せられていない読み書きテストを受けるように求めた。このように、障害学生が、入学許可の条件のために、健常学生には求められない手続きを取らなければならない場合も差別となる。

〈事例E〉²⁸⁾

車椅子の学生に、自分で住居を見つけることを条件に、入学を認めた。他の学生には、この条件が課せられておらず、これは不法となる。

このように、大学が直接受験に関係ない事項であっても、受験時に他の条件を付すなどの非好意的な処遇を行った場合、法令違反となるのである。

2 学生サービス

大学は、学生へのサービスの提供において、障害学生を差別してはならない。学生サービスとは、全て又はほとんどの学生に対して大学が提供するあらゆるサービスのことを指す（第28R条第(2)節、(1)節）。

具体的内容としては、カリキュラム編成、講義や実習、試験や評価、フィールド調査などの学外での活動、遠距離学習、教室・実験室などの学習施設、実験器具・コンピューター・配布資料などの学習教材・教具、図書館や他の学習センター、就職、養育施設、駐車場、住居の斡旋、経済的助言、健康・カウンセリングサービス、福祉サービスなどが挙げられる²⁹⁾。すでに、指摘した通り、障害学生が健常学生と比べて、こうしたサービスにおいて実質的に不利な立場に置かれてはならないのである（第28T条第(1)節第(b)項）。

3 海外研修

イギリスではカリキュラムの一環として、海外への学生派遣を行っている大学も多い。この場合、外国の大学が障害に対する合理的な調整を行うことを保障する責任もイギリスの大学が有することになる。もし、イギリスの大学が外国の機関に特定の障害学生のニーズを伝えただけに関わらず、外国の機関が不適切な対応を取り続けた場合、イギリスの大学は大学間の協定の再検討を迫られることになる。以下、例を挙げてみる。

〈事例F〉³⁰⁾

イギリスのある大学は、美術史のコースのカリキュラムの一つとして、イタリアの大学のプログラムに1か月間参加する授業を開講している。この場合、イタリアの大学が、車椅子の学生にアクセスを提供することを保障する責任がイギリスの大学に課せられる。

<事例G>³¹⁾

言語コースの学生は、ヨーロッパの協定校で2か月間学習することになっていた。両大学の間で、障害学生のニーズについての話し合いを行っていたにも関わらず、障害学生は滞在中、差別されたと不平を言い続けていた。イギリスの大学は、差別が続くのを防ぐ又は再発しないように相手校に求める責任がある。それにも関わらず相手校が適切な対応を行わない場合、イギリスの大学は、相手大学との協定を絶ち、別の協定校を探す決断をせざるをえなくなる。

4 停学・退学・排除

大学は期間の長短にかかわらず、障害者を大学から停学・退学・排除して差別することは違法となる（第28R条第(3)節）。この規定に抵触する例を挙げてみる。

<事例H>³²⁾

大学は、ある学生が、休日に、継続する精神疾患のために入院したことを知った。大学は、教職員がその学生が危険であると考えているという理由で、その学生を停学にした。大学は、その学生が今後危険な行動をとるかもしれないという証拠を何も持っていなかった。すべてが、教職員の仮定によるものであった。これは不法である。

<事例I>³³⁾

精神面での問題がある学生がおり、投薬のために、1限目の授業に出席することが困難であった。数週間にわたり、午前の授業をすべて欠席した後、大学は学生に会ってその理由を確認することなく、停学させることを決定した。大学は、学生の欠席が障害によるものかどうかを確認するための適切な行動をとらなかった。これは不法であるとみなされる。

次に対応が難しいケースについてみてみよう。それは、精神上の問題が明らかである学生が、コースを適切に履修することを拒絶し、その問題を認めようとせず、いかなる合理的な調整にも同意しようとしなかったケースである。大学にとっての最も賢明な対応は、学生が適切な専門家に評価してもらったり、カウンセリングを受けることを保障し、大学も専門家から効果的な対応は何かについて助言してもらうことである。

5 就職斡旋

障害学生の就職に関わる事例を挙げてみる。ある講師が、読み書き障害の学生の就職紹介状を書いた。その中で、学生の障害について不適切なコメントを記した。特に、その学生が多量の文書作業を必要とする職業には適応できない可能性があることと記したことが問題であり、不法とされる可能性がある³⁴⁾。

しかし、この事例には難しい問題もある。それは、教員が、障害のために学生がその職業に就くのが難しいと本当に考えている場合もあるからである。DDAの義務は雇用者にあるのであって、大学関係者にはない。しかし、記入者が、紹介状を正確かつ完全に作成する義務があることを懸念して、事例のような記述をする場合も考えられよう。III-4-1)で指摘した通り、読み書き障害の学生の対応には難しい側面もあり、大学卒業後も視野に入れて合理的な調整を検討する必要があるといえる。

V おわりに

本研究の結果、イギリスでは、DDA 及び SENDA によって、障害による差別の禁止が明確に規定されており、大学における障害学生の権利が保障されていることが明らかにされた。その際、法令上、非好意的な処遇を行わないこと及び合理的な調整を行うことという2つの要件が重要であることが指摘された。一方、法令上は2つの要件が満たされなくても正当化される理由も示されていた。しかし、事例をしてみると、大学がこの点を立証できるのは極めて限定的なケースであることが伺われた。

その一方で、障害学生の中で最も大きな比率を占める読み書き障害の学生への対応については、検討すべき点もあることが示唆された。

SENDA における義務の全面的な実施は、2005年9月1日からである。今後は、SENDA の完全実施を視野に入れて各大学が具体的にどのような対応を行っているのか、また、完全実施後、裁判所が障害による差別の禁止規定に対していかなる判例を示すのかを検討していきたい。

注

- 1) HMSO (1995) Disability Discrimination Act 1995.
- 2) DRC (1999) From Exclusion to Inclusion.
- 3) HMSO (2001) The Special Educational Needs and Disability Act 2001.
- 4) The University of Manchester (2002) The Special Educational Needs and Disability Act 2001; Important information for all members of academic and academic-related staff. p. 2.
- 5) イギリスの高等教育機関は、1990年代始めまで、大学と、実学志向のポリテクニクと教員養成のための高等教育カレッジとがあった。しかし、1990年代に入ると、量的・質的な充実のため、ポリテクニクとカレッジが大学に昇格し、1993年には大学数がそれ以前に比べて2倍になっている。
- 6) Disability Rights Commission (2002), Disability Discrimination Act 1995 Part 4: Code of Practice for providers of Post 16 education and related services.
- 7) DRC の実施基準の中の見解は法的効力も持たないが、第28T 条第(2)節において大学の責任機関は DRC の見解を考慮するように求めている。
- 8) op. cit. 6), p. 46.
- 9) ibid., p. 84.
- 10) ibid., p. 60.
- 11) たとえばマンチェスター大学では、2004年において、全障害学生2,147名の内読み書き障害の学生が最も多く1,040名となっており、約半数を占めている。
- 12) op. cit. 6), pp. 61-62.
- 13) その他としては、障害学生が得ている奨学金などの経済的側面、障害学生に提供されているその他の援助やサービスがある。
- 14) Davies, M. (2003) The Special Educational Needs and Disability Act 2001. Education and the Law, 15(1), p. 34.

- 15) *op. cit.* 6), p. 86.
- 16) *ibid.*, p. 89.
- 17) *ibid.*, pp. 90-91.
- 18) *ibid.*, p. 92.
- 19) *ibid.*, pp. 92-93.
- 20) *ibid.*, pp. 77-78.
- 21) IRLR 1998, p. 628.
- 22) *op. cit.* 6), pp. 56-57.
- 23) *ibid.*, p. 111.
- 24) *ibid.*, p. 34.
- 25) *ibid.*, p. 34.
- 26) *ibid.*, p. 51.
- 27) *ibid.*, p. 50.
- 28) *ibid.*, p. 50.
- 29) *ibid.*, pp. 36-37.
- 30) *ibid.*, p. 29.
- 31) *ibid.*, pp. 31-32.
- 32) *ibid.*, p. 35.
- 33) *ibid.*, p. 54.
- 34) *ibid.*, pp. 52-53.

Prohibition to Discriminate Students with Disabilities Because of Disabilities in Higher Education in UK

Yasushi KAWAI*

ABSTRACT

The purpose of this study was to analyze the provisions concerning disability discrimination in the Disability Discrimination Act 1995 (DDA) and the Special Educational Needs and Disability Act 2001 (SENDA).

DDA, which places requirements on employers and service providers not to discriminate against people with disabilities, did not originally include similar requirements for the provision of education. SENDA amended DDA, and the changes by SENDA made it unlawful for institutions to discriminate against disabled students in their admission, admission arrangements or terms, exclusion or suspension arrangements, and the provision of student services. From the implementation of this legislation, responsible bodies are required not to discriminate against people with disabilities. When we consider the discrimination against the students with disabilities, less favourable treatments and reasonable adjustments are very important concepts. It is anticipated that inclusion at universities in UK will be promoted by DDA and SENDA.

* Division of Special Education